

丹波地域より 農業用ダム・ため池の魅力発信

日本海側、瀬戸内海側篠山土地改良事務所では流れる河川の最上流部そのような思いから「知っであり、いわゆる分水界で」「体験」するためのきつ（水分れ）に位置する丹波かけづくりとして「ため地域は、下流地域に比べ池カード」と「丹波地域て水量が乏しく、江戸時のため池ツーリズムマップ代から水源開発が盛んにプ」を作成・配布して行われてきました。

丹波地域には682箇所のため池がありますが、山裾に設置された谷池形状のものが多く、県民の目に触れる機会が限られています。

丹波地域の豊かな自然に溶け込んだため池の魅力を広く知っていただきたい。そして、多くのの人々にため池・ダムを訪れていただき、それを直接実感していただきたい。県の



小多利日ヶ奥池 (丹波市春日町)

表面には施設の名称と空撮写真、裏面には所在地、ダムの形式、総貯水容量などのため池諸元、ため池にまつわるエピソードを記載しています。



【表面】

【裏面】

ため池カード

丹波地域のため池ツーリズムマップ【表面】



裏面にはため池情報を記載しています

16 神池 (かみいけ)

所在地：丹波市豊町北奥
形式：中心コア型
中心コア型
フィルダム
堤高：27.2m
堤長：173.0m
総貯水容量：475,000m³
竣工 (改修)：1978 (昭和53年)
完成 (改修)：1981 (昭和56年) かんがい面積：180.0ha

昭和5年から13年にかけて建設されたため池です。治水改修対策のため築造した当時の製鋼鋼筋コンクリート製。当時並立型門の設計が特徴で、地域の産業として活用されています。昭和25年に旧堰を改修してコンクリート製二重門に改修し、昭和53年から56年にかけて堰体の改修工事が完了しました。ため池は農業用水を貯める施設として地域が活用しています。立ち入り制限。丹波地域のため池カードに必要事項 (欄外) については必ずお読みください。



兵庫県 ため池カード

兵庫県 ため池ツーリズムマップ

ため池カードの配布は令和4年4月から開始しています。篠山土地改良事務所または各ため池が所在する市役所 (丹波篠山市・丹波市) で、該当のため池が写った自撮り写真を提示するとカードがもらえる仕組みです。今年10月末時点での配布総数は約2千6百枚となっており、新潟、東京、愛媛など遠方からの来訪者や、16箇所すべてのため池巡りをされる方も多くいらっしゃいます。

丹波地域のため池ツーリズムマップ

カードを作成した16箇をイラストマップ上に記すのため池を訪問する際「道しるべ」として活用できる「丹波地域のため池ツーリズムマップ」も作成しました。

目的のため池への順路は丹波県民局、丹波篠山市役所、丹波市役所なら分かるよう、幹線道路の交差点や目印となる建物、看板からの距離などの駅等で無料配布しています。

丹波地域を訪ねる際は手に取って見たいかがでしょうか。ため池カード・ツーリズムマップ等の情報は県のホームページに掲載しています。左の二次元コードを読み取るか、検索ワードで検索すると該当するホームページが閲覧できます。

丹波地域の言い伝え継承

現在、篠山土地改良事務所では、ため池にまつわる言い伝えを地域の教材として活用できるよう、子供向け紙芝居の作成と動画制作にも取り組んでいます。

これらの取り組みは、丹波地域のため池の魅力です。

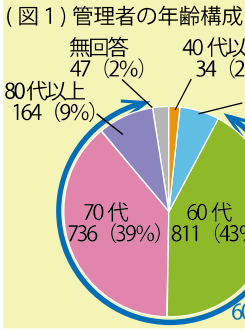
ため池の管理に関するアンケート (第10回) 結果報告

今後、県や市町が進めるため池施策の参考とするため、「ひょうごため池だより第15号（R4年6月）」とともにアンケートを送付し、管理者のご意見を伺いました。設問の集計結果を抜粋してご紹介します。

今回で10回目となるアンケートはため池管理者に上ります（図1）。地域別に見ても同様の傾向であり、全体的に管理体

管理者の年齢構成

回答いただいた方の年齢構成を見ると60代以上の方が9割以上となり、

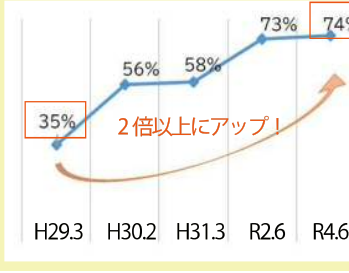


Q1 ため池保全 県民運動認知度

Q1ではため池保全県民運動やホームページ等がみなさまにどれくらい知られているか（認知度）について伺いました。

まず、県民運動については「聞いたことがある」を含め回答者の74%の方がご存じでした。これは第1回アンケート（H29）から比べると2倍以上に伸びています（図2）。

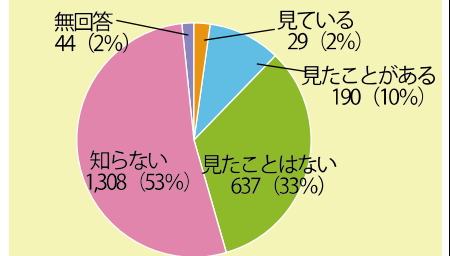
(図2) ため池保全県民運動認知度経年変化



一方、ホームページについては「見ている」、「見ることがある」と回答された方は合わせて12%にとどまりました（図3）。

県民運動のホームページやSNSでは取り組み

(図3) Q1-2 ため池保全県民運動のホームページを知っていますか



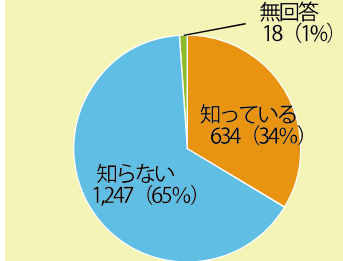
Q3 サポートセンター

Q3ではため池保全サポートセンターについて伺いました。サポートセンターをご存じの方が34%だったのに対し、サポートセンターへの相談経験は7%となりました（図4、図5）。

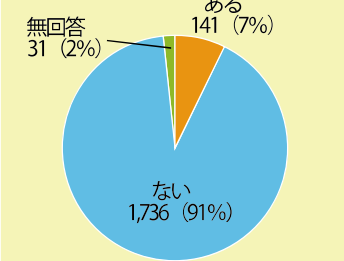
この結果から、認知度と比べて活用している割合が少ないことがわかりました。

サポートセンターに相談していない理由として

(図4) Q3-1 サポートセンターを知っていますか



(図5) Q3-2 サポートセンターに相談した経験

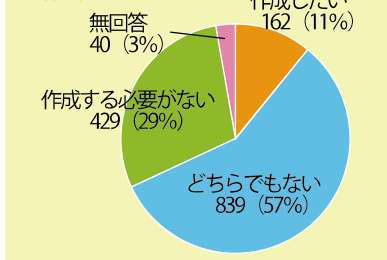


Q4 ため池ハザードマップ

Q4のため池ハザードマップについては、認知度は42%で作成済みの割合は15%にとどまっています。作成の希望を聞いて

「業務内容を知らない」を挙げた方が約3割に上り、単に認知度向上を目指すだけでなく、活用するメリットも理解いただき、活用につながるような取り組みが必要だと感じました。

(図6) Q4-3 ため池ハザードマップを作成したいか



質問

ため池ハザードマップと地域のハザードマップの違いは？

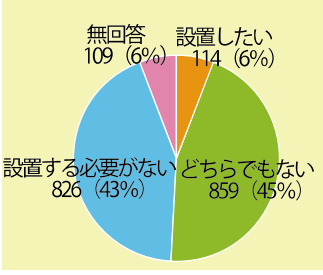
回答

お住まいの地域によって「津波」、「洪水」、「土砂災害」、「高潮」など様々なハザード（危険性）が潜んでいます。ため池ハザードマップは、防災重点農業用ため池が万が一決壊した時を想定した被害エリアに限定して作成したものです。

Q4に関して自由記述欄で寄せられた質問への回答です。

ため池ハザードマップ
利用や水位監視システム
設置希望については、具
体の知識がないなど判断
材料が乏しいため、「ど
ちらでもない」を選択さ
れた方も多いと思われま
す。そこで、ため池ハザ
ードマップ・水位遠隔監視
システムについていたであ
り、詳しく知っていたであ

(図7) Q5-2 水位監視システムを
設置したいですか



Q5ため池
水位監視システム
Q5ではため池の水位
を遠隔で監視するシステ
ムについて伺いました。
このシステムの認知度は
18%でした。設置希望に
ついてはシステムを「設
置したい」が6%、「ど
ちらでもない」が45%と
いう結果になりました
(図7)。

質問
水量、水位を遠方から観測する必要性は？

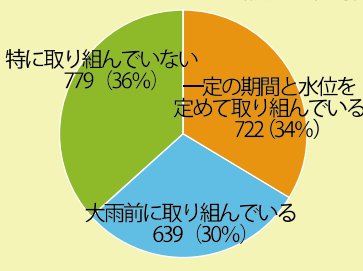
回答
遠方監視は以下のことに役立ちます。
・スマホ等で水位の情報をリアルタイムに把握可能
・豪雨や地震時の状況を自宅等で安全に確認可能
・危険水位に達した場合、プッシュ通知が届くため、避難誘導等の判断にも活用できる
・ため池の治水活用に係る水位確認が可能

質問
費用はどうか？

回答
設置費用は防災重点農業用ため池であれば国100%の補助事業を活用できます。
導入後は、通信料やサーバー利用料などの維持管理費が別途必要となります。
設置を検討される場合は市町のため池担当部署にお問い合わせください。

ため、5ページで特集し
ています。ぜひ一読く
ださい。
Q5に関して自由記述
欄で寄せられた質問への
回答です。

(図8) Q9-2 落水の取り組み状況
(複数回答可)

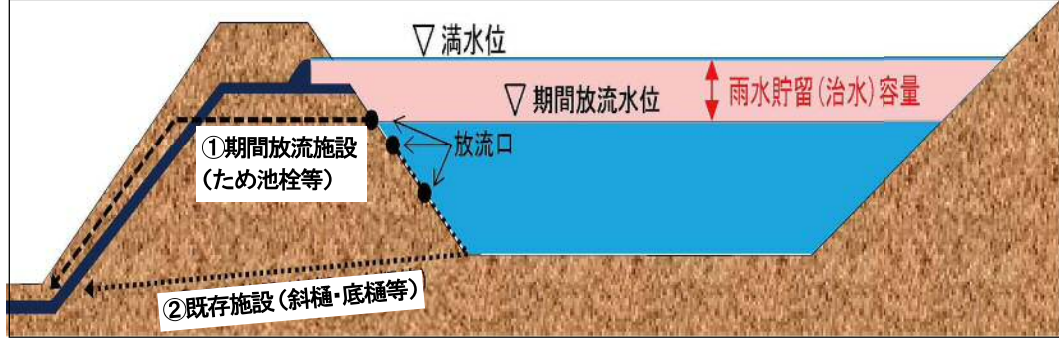


Q9ため池の治水活用
Q9はため池の治水効
果を発揮するための落水
に関する取り組みを伺っ
たものです。64%と多く
の池で治水活用に取り組
んでいたこと
がわかりました(図8)。
落水により雨水を一時
貯留する取り組みは、下
流域への流出を抑制する
効果があります。この洪
水機能を十分に発揮する
ためには落水操作はもと
より、健全なため池を保
つための日常管理が大切
になります。ため池管理
者の皆様の引き続きの協
力をよろしく願いま
す。
なお、治水活用の助成
は下段をご覧ください。

【ため池低水位管理】

- ①新たに設置する放流施設や、
 - ②既存の施設を利用し、
- 営農に支障のない範囲で
期間を定めて水位を下げ、
雨水貯留(治水)容量を確保する
農家の自発的な取り組み

ため池の治水活用に関する
国の補助制度がスタート！
ため池は、その流域に
降った雨を農業用水とし
て貯留する施設ですが、
ため池を活用した雨水貯
留の取組は、流出抑制に
大きな効果を発揮しま
す。
県では豪雨が頻発化・
激甚化する中、洪水によ
る浸水被害軽減を図るた
め、平成30年度に「ため
池治水活用拡大促進事
業」(令和4年度限り)
を創設し、ため池の低水
位管理にかかる経費の助
成を行っています。今年度
からは、ため池の治水活
用に対象を広げた国の補
助事業「水利施設管理強
化事業」を活用して低水



【水利施設管理強化事業の内容】

- 治水活用の取り組みに応じて、ため池管理者には年間70,000円を上限に支払われます。
(下線部が国の補助事業で拡充されたところ)
- (1) 対象ため池 1箇所当り1,000m³以上の雨水貯留容量を確保するため池
 - (2) 助成額 ため池1箇所当り35,000円/月を上限
 - (3) 補助対象期間 6月から10月の最大2ヶ月間
 - (4) 活動内容 期間中に定められた水位の確保に必要な取り組み及び記録
 - (5) 活動報告 活動終了後に管理記録表、写真等を提出

また、事業の活用にあ
たっては、総合治水条例
第22条の「指定雨水貯留
浸透施設」または同第27
条の「指定貯水施設」の
指定が必要です。
詳しくは最寄りの県土
地改良事務所(センター)
または市町の担当課にお
問い合わせ下さい。

避難対策の推進

近年、全国的に自然災害が頻発していることを背景に、ため池の適正管理体制の整備や計画的な改修整備を進めることが急務とされ、「ため池管理保全法」と「ため池工事特措法」が施行されました。兵庫県においては、防災対策として改修や廃止工事を順次進めています。が、工事に着手できる数には限りがあるため、避難対策を並行して行うことが重要です。

ここでは特に避難対策について有効な手段を紹介しします。

防災上重要なため池について

ため池は貯水機能を有しているため、豪雨時には決壊リスクが高まります。また、東南海・南海地震などの大規模地震の発生が懸念されている現在においては、万のリスクに備えることが重要です。ため池の具体的なリ

スクを確認する方法は次項でご紹介します。

なお、「ため池工事特措法」により、決壊した場合に人的被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」）に指定しています。県ホームページで公表している



「防重ため池」が決壊した場合に想定される下流域の浸水深や避難場所は、

決壊リスクへの備えはできていますか？



「浸水想定区域図」や「ハザードマップ」で確認することができます。

決壊による災害への備えとして、次の①～③を再確認してください。

- ① 居住地周辺の「防重ため池」の所在地をご存じですか？
- ② 「防重ため池」が決壊した場合に想定される居住地の浸水範囲や浸水深はご存じですか？
- ③ 「防重ため池」が決壊した場合に取るべき行動（2階への移動、避難所への避難など）をイメージできていますか？

「浸水想定区域図」は県ホームページで公表しているのをご確認ください。

また、ハザードマップについては市町のため池担当部局にご確認ください。



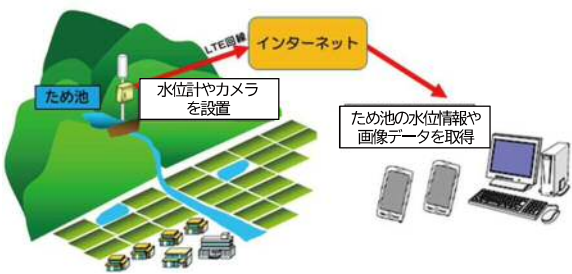
ハザードマップ



ため池水位監視システムとは？

近年、避難対策を目的とした「ため池水位監視システム（以下「システム」）」（無線通信機能を備えた水位計やカメラをため池に設置することで、水位や画像情報をリアルタイムにお手元のスマートフォンなどに届けることができるシステム）が開発されており、県内でもシステムの運用を開始している市町もあります。

イメージ図(ため池水位監視システム)



豪雨時や地震直後に、ため池の水位や被害状況を確認に行くことは非常に危険です。そのような場合に、システムから送られてくる水位の情報を家に居ながらスマートフォンなどで確認することができ、避難行動の助けとなります。

システムの構造は大きく2つのタイプに分かれます。県内においても、国の研究機関と企業の共同研究の場を地元関係者に提供いただき、現在、実験を行っています。

フロート式水位計の実証実験



固定式水位計（赤穂市の事例）



イベントinformation

参加者募集

「第7回 ため池保全県民運動の集い」

近年、全国各地のため池で水難事故が相次いでいます。農水省によると2021年度までの10年間の死者は251人。このような中、一般社団法人水難学会の協力のもと、どうすれば水難事故の発生を防ぐことができるかみんなで考える集いを開催します。オンライン配信のため、どなたでもご参加いただけます。

日時 令和5年2月3日（金）14:00～16:00（予定）

参加費無料

内容 「あなた」にもできるため池の水難事故防止対策

特別講演 「ため池落水事故から命を守る ― 水難の実態から見た生還策 ―」

一般社団法人水難学会 理事・事務局長 木村隆彦 氏

その他 ため池水難事故の現状と防止対策／ため池の管理に関する法的問題／地域の取組事例（加古川市立志方西小学校）など



（一社）水難学会
理事・事務局長 木村隆彦氏

詳細は同封の案内チラシをご覧ください。



申込フォームはこちら→

ため池保全県民運動展開中！！

アンケート結果から、「ため池保全県民運動」の認知度は7割を超えたものの、県民運動ホームページやFacebook・TwitterなどのSNSはまだ認知度が低いことがわかりました。

日々の県民運動取組状況やため池管理者へのお知らせを様々な方法で発信しています！ぜひご覧ください。二次元コードを読み取りいただくと各ページが表示されます。



■ ため池保全県民運動ホームページ



■ フェイスブック



■ ツイッター



管理者が交代するなど届出内容に変更が生じた場合は 変更届の提出が必要です

「ため池管理保全法」及び「ため池保全条例」に基づき、すべての農業用ため池で、「管理者の氏名」、「所在地」、「受益面積」等の届出が必要です。現在、大部分のため池で届出がなされていますが、届出がまだのため池は早期に届出をお願いします。

また、役員改選等で管理者が変更となった場合など、届出内容に変更が生じた際には、「既存ため池変更届出書」の提出をお願いします。

ため池の届出に関することは、お住まいの市役所、町役場にお問い合わせください。

ひょうごため池だより 令和4年12月 第16号

【問い合わせ】 兵庫県 農林水産部 農地整備課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL: 078-362-3434
FAX: 078-362-9455
Email: nouchiseibika@pref.hyogo.lg.jp

編集後記

あっという間に今年度2回目の発行となりました。アンケートの返信をいただき、みなさまに読んでもらえているという実感が湧きました。現在、令和5年2月3日の「第7回 ため池保全県民運動の集い」、鋭意準備中です！ぜひご視聴ください（陽）